



第4 支援体制整備の概要

1 うきは市の子どもの貧困状況と実態調査結果から導かれる支援体制

(1) 現行施策の体制強化と乳幼児期から継続した支援体制の整備

今回実態調査の成果(実態調査問1)から、子ども達に対応している専門職の所感として、保育園・幼稚園から中学校へとステージが上がるにつれ、各項目で課題意識が高い状況が浮き彫りとなっています。現在、市内の子ども達に関わる貧困対策事業としては、学習支援(中学生)を中心とした学習・居場所活動と、精神的な貧困対応としての不登校・ひきこもり対策相談支援事業(小学生から成人期まで)をうきは市がうきは市社会福祉協議会に委託し展開していますが、乳幼児期から貧困課題に向き合う事や、貧困の世代間連鎖に対する解決策や予防的支援には対応できていない状況です。

できるだけ早期に、総合的な支援ができるよう隠れた貧困状況を発見し、向き合う為の居場所(学習・相談等)の確保が必要であり、その早期整備が必要と考えられます。

また、準要保護世帯の中学生は平成27年度に94名、小学生は155名と数多くの対象者がおり、平成22年度から平成27年度を比較しても、市内公立小・中学校の児童生徒数は減少しているにもかかわらず、準要保護世帯の中学生は増加傾向にあります。また、生活保護受給世帯の約2割が18歳未満の子ども達である事もわかりました。

この結果を基にすると、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業の体制を強化し、幅広い受入ができるよう、調整をしていく必要があります。

更に、子どもたちが居住する家庭で食に関する課題がでる事も考えられます。その課題へとアプローチする為にも、フードバンクを整備し、対象者の状況に応じて安定した食材提供を行うセーフティネット体制作りも必要となります。

(2) 途切れのない支援連携体制構築

実態調査の中では、関係機関との連携強化を各ステージで感じている結果が出ており、全体の97%が連携は必要と答えています。その理由として自由記述欄には「学校現場だけで解決していく事が難しい」「多くの視点で見守る環境が必要」「複雑な家庭内の問題等に対して連携して取り組んでいかないといけない」などの回答が多くありました。

こういった事からも、限られた繋がり支援体制から、子ども主体に学校・家庭・外部支援機関が所属や枠を超えて繋がり、壁の無い支援体制の構築が求められており、この為にはその繋がり核となる人材を配置していく必要性があります。

上記の状況を踏まえ、事業内容を検討した結果、基本目標・重点方針を設定し、具体的な支援内容(うきはモデル)を整備する事としました。

2 基本目標と重点方針

(1) 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、希望を持ち、夢が叶えられるよう、一人一人に寄り添い、生きる力を育む事で、これからの時代の核となる子どもたちが活躍できるうきは市になるよう目指します。

(2) 重点方針

基本目標を達成するために、以下の3点を重点方針とします。

- ①貧困状況、もしくは、貧困状況に陥る可能性のある子どもとその家族に対して、早期に、一体的な支援を展開する。
- ②貧困の状況を金銭的な貧困のみに限定せず、社会的相続¹（子どもたちが将来自立する力の伝達）の視点を持ち、妊娠・低年齢期から支援策を展開する。
- ③行政、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治協議会、ボランティア、その他関係機関などが、所属や支援枠を超えた繋がり
の元、子どもたち主体の支援を展開する。

3 施策体系

子どもの貧困対策に関する施策を、「相談支援・連携支援」「居場所支援」及び「生活支援」を柱として、総合的に推進していきます。

併せて、重点方針で掲げた3つの方針に基づき、うきは市独自の新たな施策を検討するとともに、子どもたちへの支援が滞る事が無いよう、各種関係機関へと周知を徹底していくものとします。

¹ 社会的相続については資料②を参照

4 具体的な事業内容

(1) 相談支援・連携支援

貧困状態にある子ども・若者及びその保護者・家庭が社会的孤立に陥る事がないよう、生活に関する様々な相談に応じ、適切な施策へと繋ぎ合わせます。また、各種関係機関との密接な連携を保ち、多面的な支援を講じます。

① 子ども未来応援コーディネーターの設置

ア 子ども・若者、保護者への相談支援

- (ア) 貧困状態にある世帯や子ども・若者に対して、今後の支援策を含めた相談対応を行い、個別に抱えている複合的課題を紐解き、同じ目線での支援を進めていきます。
- (イ) 相談支援は対象となる世帯や子ども・若者にとって、より相談しやすい環境を整備し、直接的な支援へと結びつくよう、アウトリーチ(訪問支援)や電話相談、各種連携機関からの受入等、幅広い相談窓口と支援策を設定します。

イ 個別支援計画の作成

- (ア) 子ども・若者が将来的に貧困状態から抜け出していく為にも、支援のプランニング(計画)を行い、子ども達及び家庭と同じ方向性で支援展開します。また、必要に応じて見直しを図れるように、自立するまでの過程を寄り添って対応していきます。

ウ 支援機関の連携体制の構築

- (ア) 相談支援や個別支援計画を立てる際に、関係機関及び各種行政窓口(福祉事務所、学校教育課、保健課等)との密接な連携のもと、既存支援事業(生活困窮者自立支援事業等)を有効活用する事や、新規連携先の発掘等様々なニーズに対応できる環境作りを行います。
また、妊娠期に早期に関わる必要性の高い家庭や、低年齢出産をして、困窮状況が厳しい家庭も想定される為、母子手帳発行時から細かく見守りができるよう乳幼児期に関係する機関との繋がりを強化し、相談対応へと繋げていきます。

エ 市民向けの啓発活動

- (ア) 各家庭や子ども・若者が抱えている貧困課題を地域としての課題として理解を促し、地域での支え手・理解者を増やす為にも、市民向けの啓発活動を行い、幅広い理解を求めていきます。また、関係機関に対して、細かい情報発信を行い、適切な利用・協力へと結び付けていきます。

オ 学習支援・居場所支援・フードバンク支援の統括

- (ア) 小学生への学習支援、居場所支援、フードバンク事業全体を統括し、安定した運営を行えるように、部門ごとの状況を把握します。
- (イ) 学習支援・居場所支援にてボランティアの協力を頂けるよう、各種関係機関との調整を図り、安定した運営へと結び付けていきます。
- (ウ) フードバンク支援では、市内外問わず協力頂ける企業を発掘し、食の確保の緊急時支援に対応できる仕組み作りを行います。

② 連携強化に向けた協議会の設置

ア 子どもの未来応援地域ネットワーク協議会の開催

- (ア) 困窮状態にある子ども及び家庭を成長のステージに沿って見守りを継続していく為、乳幼児期から成人期までの関係各所が集まり、課題の整理や多機関連携による包括的支援を目的とした協議会の運営を行います。
- (イ) 社会情勢の変化に伴う、新しい課題へのサービスの創出、複合的な課題を抱えたケースの支援会議（実務者レベル）を行うなど、臨機に、しかもより早いステージからのサポート体制の構築に努めます。
- (ウ) 地域で子ども達の未来に向けた支援体制を作り上げていく中で、新たに子どもたちへの支援に取り組む団体等が出た場合、協力体制を作り、今後の連携を図っていきます。
- (エ) 本計画について、適切な支援を行う事ができているか、見直しを行い、4年後以降の計画へと反映させることができるよう、フィードバックを行っていきます。

(2) 居場所支援

貧困状態にある子ども達への支援策として、貧困の世代間連鎖に早めに対応できる、より幼い時期から学習支援を展開し、学習機会の確保や学習習慣の定着を行うと共に、生活習慣・社会性・多様な価値の認知や育成へ向けた居場所支援を実施するなど、将来の自主自立に向けたサポートを講じます。また現在行っている支援の拡充を進めます。

① 小学生を対象とした学習・居場所支援の設置

ア 学習支援（小学生対象）

- (ア) 生活保護状況にある、就学援助を受給している世帯、もしくは母子・父子・寡婦世帯等で生活環境として厳しい状況にある世帯の小学生を対象として、将来的な自立に向けた学習を取り入れたプログラムをもとに、幼いうちからサポートを行います。
- (イ) 利用している小学生が学校生活、家庭での出来事、友人関係等様々な悩みや課題を抱えている際には、個別相談を行い、関係各所へと調整を図り、解決へと結びつけます。またその家族も同様に個別相談を受けます。
- (ウ) 学習支援で支援にあたるボランティアの募集と育成を行い、小学生一人一人に寄り添える体制作りを行います。また、定期的なミーティングを開催し、小学生の置かれている状況について共通理解を図り、見守る体制作りを進めます。

イ 居場所支援

- (ア) 生活保護状況にある、もしくは就学援助を受給している世帯、もしくは母子・父子・寡婦世帯等で生活環境として厳しい状況にある世帯の小学生を対象として、気軽に来る事ができる居場所の確保だけでなく、生活習慣や社会性の構築など、生きる力の形成へ向けた取り組みをより若い年代から継続的に行います。
- (イ) 居場所では様々なプログラム(料理教室や職業体験等)を設定し、将来的な自立や自己肯定感の育みを目的に、仕組み作りを行います。
- (ウ) 学習支援同様、利用している小学生及びその家族に対し、相談対応を行い、個別に抱えている悩みや課題へ共に向き合います。

② 中学生を対象とした学習支援の充実

ア 学習支援（中学生対象）

- (ア) 平成 26 年度から実施している生活困窮者自立支援事業内における中学生を対象とした学習支援に関して、事業の拡充と居場所としての役割を強化し、より子ども達一人一人に寄り添える環境作りを進めます。

(3) 生活支援

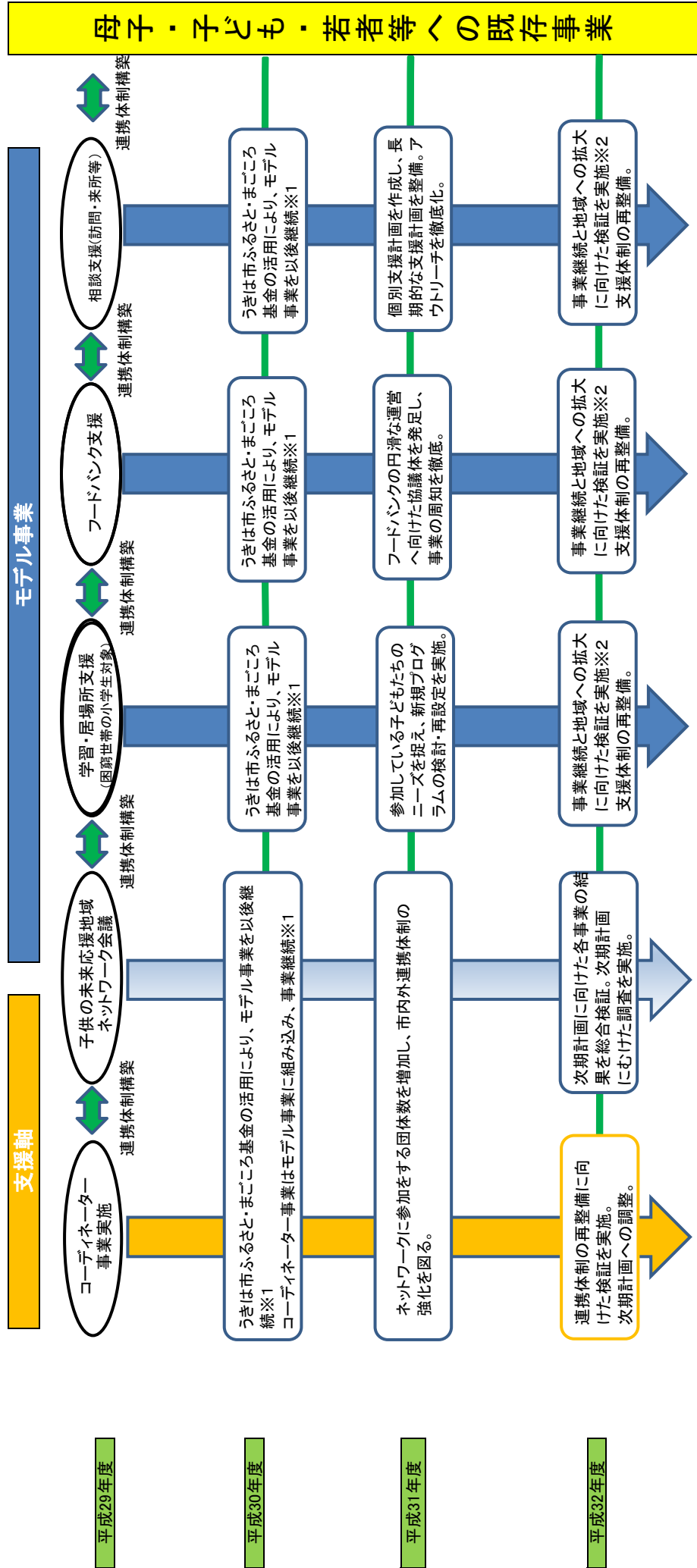
絶対的貧困状況にある世帯やその世帯の子ども達が今日・明日の食に関して路頭に迷わないよう、安定した食材の確保に努め、家庭における栄養管理の質の向上や食の安定化へと繋げる施策として講じます。

① フードバンクの設置

ア フードバンクによる支援

- (ア) 生活困窮状況にある世帯、就学援助を受給している世帯、母子・父子・寡婦世帯等を対象とし、一時的な緊急対応もしくは一定の安定が見込めるまでの継続的な支援を目的に、食材の提供を行います。
- (イ) 食材は市内外問わず活動に協力・賛同頂ける企業や個人等からご提供いただき、提供先については新規協力先を開拓していきます。
- (ウ) 子ども達が所属する団体等にもご協力をお願いし、食材の必要性を感じている世帯の相談を団体が受けた場合、フードバンクへと繋いで頂き、供給できる状況作りを行います。
- (エ) 頂いた物品に関しては食の安全に十分留意し、種別・用途・賞味期限等細かい管理体制の元、徹底した管理を行います。
- (オ) 積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行い、直接本人・世帯へと届けていく事や、必要に応じて適切な使用に向けた助言を行う事を意識し、家庭内の状況把握に努めます。

子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業のスケジュール



※1うきは市ふるさと・まごころ基金を活用して、モデル事業の継続を行います。
 ※2地域への拡大を働きかけていきます。(ふるさと・まごころ基金補助金)

※1注釈:うきは市ふるさと・まごころ基金
 ふさと納税による寄付金を適正に管理及び活用し、うきは市のまちづくりを応援する寄付者の思いを具体化するために創設した基金
 ※2注釈:うきは市ふるさと・まごころ基金を原資とした居場所支援事業の拡大を地域へ働きかける